

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人伯鳳会が開設する介護老人保健施設ベレール向島（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設ベレール向島 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成24年7月1日
- (3) 所在地 東京都墨田区東向島2丁目36番11号
- (4) 電話番号 03-3611-3111 FAX番号03-5630-6501
- (5) 管理者名 長谷川 康雄
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1350780019号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人(兼務)
(2) 医師	1人以上
(3) 看護職員	1人以上
(4) 介護職員	7人以上
(5) 支援相談員	1名以上
(6) 理学療法士・作業療法士	
・理学療法士	2人以上
・作業療法士	1名以上
(7) 栄養士又は管理栄養士	
・管理栄養	1人以上
(8) 事務員	0.4人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 事務員は、庶務、会計、介護報酬請求事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの祝祭日を含む6日間を営業日とする。ただし、年末年始(12/31～1/3)を除く。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、40人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりリハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
 - 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
 - 5 繼続的なサービスの質の管理と適切なリハビリテーションの提供について多職種共同によりリハビリテーションマネジメントを行う。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

墨田区(東向島・向島・京島・墨田・立花・文化・八広・堤通)

(身体の拘束等)

- 第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を年2回実施する。
 - (4) 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は介護保険施設サービス提供中に、当施設従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（褥瘡対策等）

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第 15 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は、療養上の問題から禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示に従うこと。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員にご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは、禁止する。万一、持ち込んで紛失されても施設で責任は負えません。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時を除き原則として出来ません。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行ふ。

- (1) 防火管理者には、事業所管理職を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練………年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底………隨時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、または他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）従業者に対する研修を年 2 回実施する。
 - 4 前 3 項に掲げる措置を、適切に実施するための担当者を設置する。
 - 5 当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(職員の服務規律)

- 第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人伯鳳会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第 22 条 当事業所職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第 23 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならぬ。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人伯鳳会介護老人保健施設ベレール向島の役員会において定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年 7月 1日より施行する。

平成25年 4月 1日一部改正
平成25年11月 1日一部改正
平成26年 8月 1日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正
平成27年 8月 1日一部改正
平成29年 7月 1日一部改正
平成30年 8月 1日一部改正
平成31年 4月 1日一部改正
令和 1年 6月 24日一部改正
令和 1年10月 1日一部改正
令和 2年 8月 1日一部改正
令和 3年 4月 1日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正
令和 6年 6月 1日一部改正

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）料金表

（1）通所リハビリテーション利用料（介護保険適用部分）

区分	通常規模型 通所リハビリテーション費			
	介護度	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
1時間以上 2時間未満	要介護1	407円	813円	1,219円
	要介護2	439円	877円	1,316円
	要介護3	473円	946円	1,419円
	要介護4	505円	1,010円	1,515円
	要介護5	541円	1,081円	1,622円
2時間以上 3時間未満	要介護1	422円	844円	1,266円
	要介護2	484円	968円	1,452円
	要介護3	549円	1,097円	1,645円
	要介護4	612円	1,224円	1,835円
	要介護5	675円	1,350円	2,025円
3時間以上 4時間未満	要介護1	537円	1,073円	1,609円
	要介護2	623円	1,246円	1,869円
	要介護3	709円	1,417円	2,125円
	要介護4	820円	1,639円	2,458円
	要介護5	928円	1,856円	2,784円
4時間以上 5時間未満	要介護1	610円	1,219円	1,828円
	要介護2	707円	1,414円	2,121円
	要介護3	805円	1,610円	2,415円
	要介護4	931円	1,861円	2,791円
	要介護5	1,055円	2,109円	3,164円
5時間以上 6時間未満	要介護1	686円	1,372円	2,058円
	要介護2	814円	1,628円	2,441円
	要介護3	939円	1,878円	2,817円
	要介護4	1,088円	2,716円	3,264円
	要介護5	1,235円	2,469円	3,703円

	区分	介護度	利用者負担		利用者負担 (3割)
			(1割)	(2割)	
基本利用料	6時間以上 7時間未満	要介護1	789 円	1,577 円	2,365 円
		要介護2	937 円	1,874 円	2,811 円
		要介護3	1,082 円	2,163 円	3,244 円
		要介護4	1,254 円	2,507 円	3,760 円
		要介護5	1,422 円	2,844 円	4,266 円
	7時間以上 8時間未満	要介護1	841 円	1,681 円	2,521 円
		要介護2	996 円	1,992 円	2,987 円
		要介護3	1,154 円	2,307 円	3,460 円
		要介護4	1,339 円	2,678 円	4,016 円
		要介護5	1,520 円	3,039 円	4,559 円
加算	加算名	内容	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
	リハビリテーション 提供体制加算 (理学・作業療法士の配置 ご利用者 25 人にに対し 1 以上)	3 時間以上 4 時間未満 4 時間以上 5 時間未満 5 時間以上 6 時間未満 6 時間以上 7 時間未満 7 時間以上	14 円/回 18 円/回 23 円/回 27 円/回 31 円/回	27 円/回 36 円/回 45 円/回 54 円/回 62 円/回	40 円/回 54 円/回 67 円/回 80 円/回 93 円/回
	入浴介助加算 I	入浴介助を行った場合	45 円/日	89 円/日	134 円/日
	リハビリテーションマネジメント加算 II (A) イ	同意日の属する月から 6 ヶ月以内 6 ヶ月超	622 円/ 月 267 円/ 月	1,244 円/ 月 533 円/月	1,865 円/月 780 円/月
	リハビリテーションマネジメント加算 II (A) ロ	同意日の属する月から 6 ヶ月以内 6 ヶ月超	659 円/月 303 円/月	1,317 円/ 月 606 円/月	1,975 円/月 909 円/月
	短期集中個別リハビリテーション 実施加算	退院(所) 又は認定日から 3 ヶ月以内	123 円/ 日	245 円/ 日	367 円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	退院(所) 又は開始日から 3 ヶ月以内 週 2 回限度	267 円/ 日	533 円/ 日	800 円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	退院(所) 又は開始日から 3 ヶ月以内 1 月に 4 回以上	2,132 円/ 月	4,263 円/ 月	6,394 円/月
	若年性認知症利用者受入加算	40 歳以上 65 歳未満の認知症利用者を 受入した場合	67 円/日	134 円/ 日	200 円/日

加算	栄養改善加算 (3ヶ月間・月2回まで)	低栄養状態の改善等を目的として実施される栄養管理を行った場合	222 円／回	444 円／回	666 円／回
	口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回限度)	6ヶ月ごとに栄養状態の確認を行った場合	I 23 円／回 II 6 円／回	I 45 円／回 II 11 円／回	I 67 円／回 II 17 円／回
	口腔機能向上加算 (月2回を限度)	口腔清掃、摂食・嚥下機能の訓練の指導又は実施を行った場合	I 167 円／回 II 178 円／回	I 333 円／回 II 356 円／回	I 500 円／回 II 533 円／回
	重度療養管理加算	要介護4又は5で手厚い医療が必要な場合	111 円／日	222 円／日	333 円／日
	中重度者ケア加算	職員の加配と看護職員の配置	23 円／日	45 円／日	67 円／日
	科学的介護促進体制加算 (1月につき)	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	45 円／月	89 円／月	134 円／月
	送迎減算(片道)	事業所が送迎を行わない場合	-105 円	-209 円	-313 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員における介護福祉士の配置割合が50%以上の場合	20 円／日	40 円／日	60 円／日
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護に必要な労働力確保のための方策	所定単位数の 47/1000 加算		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	経験・技能のある職員への更なる賃金の改善等を実施	所定単位数の 20/1000 加算		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	処遇・特定処遇加算を算定している場合の更なる賃金改善	所定単位数×1.0%		

※上記金額は、利用1回あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位 11.10 円の地域加算を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割または2割または3割相当の額です。

(2) 介護予防通所リハビリテーション利用料（介護保険適用部分）

基本 利 用 料	介護予防通所リハビリテーション費（1ヶ月につき）				
	介護度	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）	
	要支援1	2,518円／月	5,035円／月	7,553円／月	
	要支援2	4,693円／月	9,386円／月	14,079円／月	
加 算	加算名	内容		利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
	若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症利用者を受入した場合		267円／月	533円／月
	栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として実施される栄養管理		222円／月	444円／月
	栄養アセスメント	6ヶ月ごとに栄養状態の確認を行った場合？？		56円／回	111円／回
	口腔機能向上加算（月2回を限度）	口腔清掃、摂食・嚥下機能の訓練の指導又は実施		I 167円／回 II 177円／回	I 333円／回 II 356円／回
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要支援1 要支援2		-134円／月 -267円／月	-267円／月 -533円／月
	サービス提供体制強化加算（II）	介護職員における介護福祉士の配置割合が50%以上	要支援1 要支援2	80円／月 160円／月	160円／月 320円／月
	介護職員等処遇改善加算（I）	介護職員の賃金の改善等を実施		所定単位数×8.6%	

※ 上記金額は、利用1回あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位11,10円の地域加算を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割または2割または3割相当の額です。（尚、厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。）

(3) 介護保険適用部分以外の実費負担

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通）

項目	内容	金額
食費	昼食代とおやつ代	780円／食
利用者が選定する特別な食費	特別メニューの食事を選定された場合（行事食）	220円／食
おむつ代	尿取りパット テープ型・パンツ型	40円／枚 140円／枚
クラブ活動費	クラブ活動で使用する材料等の費用	実費
行事費	小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用等	実費

※ 上記金額には、消費税が含まれております。

(4) 支払い方法

- 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込、口座引落（ゆうちょ銀行のみ）があります。利用契約時にお選びください。